

高瀬川侵入防止柵設置 仕様書

1 業務名

高瀬川侵入防止柵設置

2 業務の目的

普通河川高瀬川において、九条北小橋の高欄と管理用の門扉との間に人が侵入できる空間が生じてしまっている。誤って河川内に侵入し転落してしまう危険性があることから、侵入防止対策を行うものである。

3 履行期間

令和7年8月29日まで

4 履行場所

京都市南区東九条南河原町 地内

5 業務範囲

別紙「箇所図」及び「写真」の赤枠部分

6 業務内容

九条北小橋の高欄と管理用の門扉との間に鋼製柵を設置し、人の侵入を防ぐ。

柵形状は問わないが、高さは1m以上とし、橋台や高欄などを損傷しない構造とすること。

また、設置した柵と高欄や門扉の離隔が15cm以内になるように施工すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

【留意事項】

- 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 道路使用許可は受注者にて取得すること。

- 施工に際し、近隣住民との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分注意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故などにより、第三者や他のもの工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。